

小田原市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

1 改正の背景

小田原市立病院は、令和 8 年春の開院に向けて、新病院建設事業を進めています。

新病院においては、県西二次保健医療圏における公立病院及び基幹病院としての役割を果たせるよう、引き続き、現在の役割の維持と機能の充実を図るほか、医療法に基づく 5 疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病及び精神疾患）・5 事業※（救急医療、小児医療、周産期医療、災害時医療及び新興感染症対応）及び在宅医療への対応を図るため、次の 6 つの機能を備えることとし、県西地域の拠点病院として総合的に医療を提供することから、その役割・機能が分かりやすく簡潔な施設名称に変更するため、小田原市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正するものです。

※医療法上は 6 事業ですが、へき地はないためへき地医療を除く 5 事業としています。

- (1) 医療連携、入退院支援等を担う地域医療連携部門等の充実と患者支援を強化するための患者サポートセンターを有する地域医療支援病院
- (2) 県西二次保健医療圏唯一の救命救急センター（三次救急医療機関）
- (3) 地域の中心となって質の高いがん治療を提供する地域がん診療連携拠点病院
- (4) 24 時間体制で新生児や小児救急に対応する小児医療の基幹病院
- (5) ハイリスク分娩にも 24 時間対応できる地域周産期母子医療センター
- (6) 災害発生時に速やかに診療機能の復帰と維持で傷病者等の受入可能な災害拠点病院

2 改正する条例

小田原市病院事業の設置等に関する条例

3 改正の内容

- (1) 施設の名称の改正

病院事業の施設の名称を次のとおり変更することとします。

改 正 後	改 正 前
小田原市立総合医療センター	小田原市立病院

- (2) その他

(1) の変更に伴う規定及び関係条例の整備を行います。

4 施行予定日

令和 8 年春

5 その他

令和 7 年 1 月 16 日に開催された小田原市立病院運営審議会では、次の意見が出されました。

- (1) 昭和 33 年の開院以来機能を拡充してきた背景や今後のあり方、医療部門のセンター化などから「総合医療センター」への名称変更は理にかなっている。
- (2) 総合医療センターの前に小田原をひらがな表示で加える方が親しみやすいと考える。
- (3) 小田原市民は、小田原市の病院であるという意識があり、「小田原市立」という名称が付くことが重要である。
- (4) 市民にとっての市立病院は今後も市立病院で変わらないと思う。機能をアピールするのであれば、提案のとおりで良い。